

## 土方歳三没後 150 年ロゴマーク使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、日野市（以下「市」という。）が管理する土方歳三没後 150 年ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (届出)

第2条 ロゴを使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「ロゴマーク使用（変更）届出書」（第1号様式）（以下「届出書」という。）を市に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、届出を省略することができる。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他、市長が適当と認めたとき。

2 届出を省略できる場合であっても、使用が第4条第2項各号に該当する場合は、ロゴの使用は認めない。

### (使用の期間)

第3条 ロゴの使用は、市長が特に認める場合を除き、平成 31（2019）年 12 月 31 日までとする。

### (使用の範囲)

第4条 市は、第2条の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、ロゴの適切な使用に該当すると判断した場合には、届出書の回答欄にその旨を記載して使用者に返送し、使用を承認するものとする。

2 届出の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、市は使用を承認しないことができる。

- (1) 土方歳三没後 150 年を契機として市を PR する趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 市、土方歳三及び新選組の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に使用される恐れのある場合
- (5) ロゴを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (6) 法令または公序良俗に反する恐れがある場合
- (7) その他、使用させることが不適當と認められる場合

3 前項の規定は、第6条の承認及び第8条の届出内容の変更並びに申請内容の変更の場合にこれを適用する。

### (使用料金)

第5条 ロゴの使用承認料金等は、無料とする。

### (営利行為による使用)

第6条 ロゴの使用が、営利の発生を伴うものである場合は、第2条の規定によらず、使用者は「ロゴマーク使用（変更）申請書」（第2号様式）により、市に申請しなければならない。

2 市は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、ロゴの適切な使用に該当すると判断した場合には、「ロゴマーク使用（変更）承認通知書」（第3号様式）により通知し、使用を承認するものとする。

3 使用の承認を受けた者はロゴの使用にあたり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 原則として、「©2019Hino City」又は「©2019 日野市」と表記すること。
- (2) ロゴを製品等として使用する場合は、当該製品自体又はそれに付属するものに、使用者名及び連絡先を明記すること。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 土方歳三没後150年ロゴマーク使用ガイドラインを遵守すること。
- (3) 市及び土方歳三及び新選組のイメージを損なう展開又は、応用はしないこと。
- (4) ロゴを使用する媒体の完成見本を速やかに市に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもってかえることができるものとする。
- (5) 当該使用に係る媒体の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(届出及び申請内容の変更)

第8条 第4条の規定により、使用の届出の承認を受けた者が、届出の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ届出書(第1号様式)を市に提出しなければならない。

- 2 市は前項の届出があったときは、その内容を審査し、ロゴの適切な使用に該当すると判断したときは、届出書の回答欄にその旨を記載して返送することで使用を承認するものとする。
- 3 第6条の規定により、使用の申請の承認を受けた者が、申請の内容について変更しようとするときは、あらかじめ「ロゴマーク使用(変更)申請書」(第2号様式)により、市に申請しなければならない。
- 4 市は前項の申請があったときは、その内容を審査し、ロゴの適切な使用に該当すると判断したときは、「ロゴマーク使用(変更)承認通知書」(第3号様式)により通知し、使用を承認するものとする。
- 5 変更の届出後及び変更申請の承認後についても、前条の規定は遵守しなければならない。

(使用の中止)

第9条 市は、ロゴの使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該使用の中止を命ずることができる。

- 2 市は前項の規定により中止を命じられたものに対し、当該中止に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 3 市は、承認を得ずにロゴを使用している者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 4 使用停止等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。
- 5 前4項の規定は、第2条により届出を省略した場合も同様とする。

(損失補償等の責任)

第10条 市はロゴの使用に係る損失補償等、法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、ロゴの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年12月17日から施行する。